

建設業における墜落・転落防止対策の
充実強化に関する実務者会合
報告書
(案)

令和 4 年〇月

厚生労働省労働基準局安全衛生部

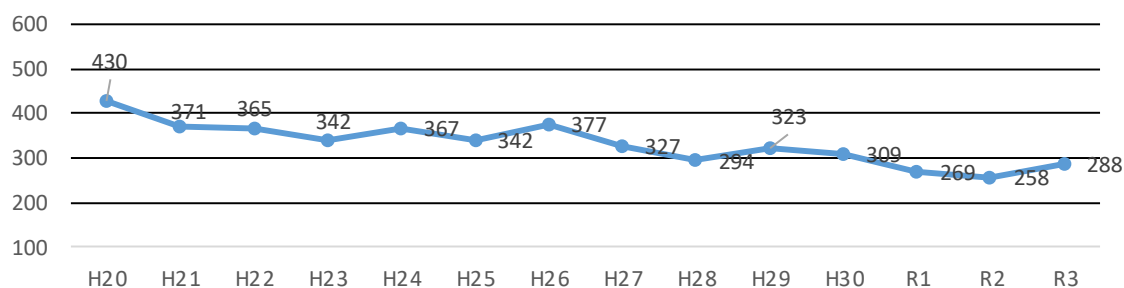
第1 実務者会合開催の経緯

1 建設業における労働災害の発生状況

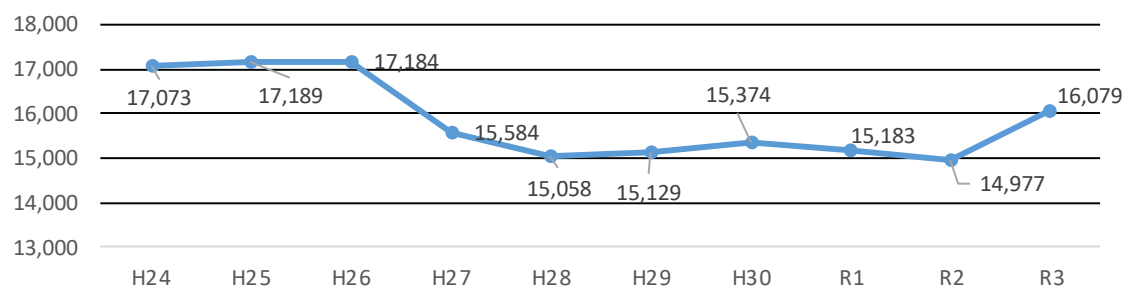
建設業における労働災害は大きく減少しているが、今なお約 300 人が死亡し、約 15,000 人（休業 4 日以上）が死傷している。特に墜落・転落災害は、近年、死亡者数の 4 割程度、休業 4 日以上の死傷者数の 3 割以上を占めている。

建設業の墜落・転落災害の防止対策については、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）の累次の改正により、足場等からの墜落防止措置を漸次強化するとともに（手すり・中さん・幅木等の設置、足場の点検、足場の組立等の作業時における墜落防止措置等）、これら法定事項に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等（手すり先行工法、知識・経験を有する者による点検等）の普及促進や、フルハーネス型墜落制止用器具の着用義務化など充実を図ってきた。このような取組もあって、墜落・転落による死亡災害は長期的に減少傾向にある。

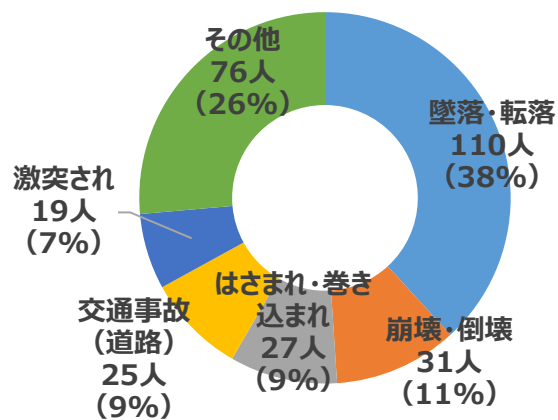
しかしながら、建設工事の現場においては、今なお墜落・転落による死亡災害が最も多く、その防止について実効性のある対策を講ずることが急務となっている。



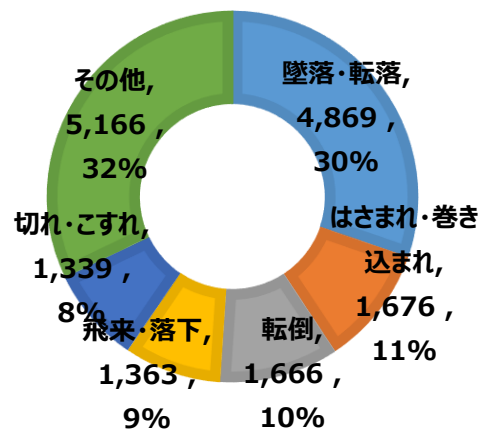
建設業における死亡災害発生状況



建設業における休業 4 日以上の死傷災害発生状況



建設業における死亡災害の型別内訳（令和3年）



建設業における休業4日以上死傷災害の型別内訳（令和3年）

2 建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合の開催について

このような状況を踏まえ、厚生労働省においては、専門家や建設現場の安全に精通した者からなる「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」を開催し、近年における墜落・転落災害の発生状況や足場に係る墜落防止措置に関する実施状況等を分析・評価した上で、墜落・転落災害の防止対策を一層充実強化していくために、労働安全衛生法令の改正も視野に必要な方策について検討することとした。（実施要綱については別添1のとおり）

本実務者会合の開催状況及び各回の検討事項等については以下のとおりである。

第1回：平成30年5月31日

- 墜落・転落災害の発生状況について
- 足場からの墜落防止措置に関する実施状況について
- 論点について（素案）

第2回：平成30年8月7日

- 墜落・転落災害防止対策の充実強化について

第3回：平成30年10月17日

- 墜落・転落災害防止対策の充実強化について

第4回：平成31年1月31日

- 墜落・転落災害防止対策の充実強化について

第5回：令和4年7月7日

- 墜落・転落災害防止対策の充実強化について

第6回：令和4年8月2日

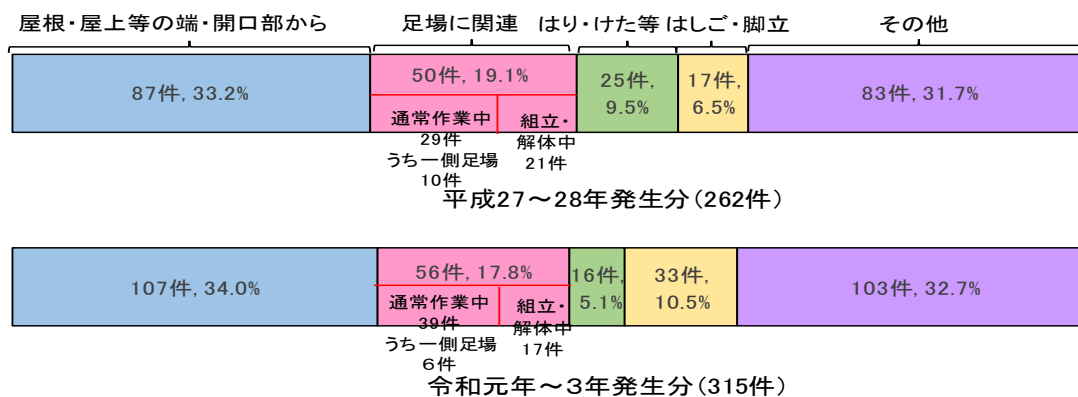
- 墜落・転落災害防止対策の充実強化について

第7回：令和4年9月26日

- 報告書（案）について

第2 建設業における墜落・転落災害による死亡災害の発生状況等

本実務者会合での墜落・転落防止対策の検討に当たり、平成27年～28年及び令和元年～3年の建設業における墜落・転落災害による死亡災害について、墜落箇所や使用機材、作業内容等について死亡災害報告等に基づき集計した。その結果、屋根・屋上等の端・開口部等からの墜落が約3割、足場からの墜落が約2割、その他の箇所からの墜落が約4割であり、この傾向は集計期間に関わらず同様であった。一方、平成27年～28年では、はしご・脚立からの墜落による死亡者が17人（6.5%）だったが、令和元年～3年では33人（10.5%）となっており、近年、はしご・脚立からの墜落・転落災害が増加傾向を示している。



本会合で参考にした墜落・転落災害の墜落箇所別集計

1 屋根・屋上等の端・開口部等からの墜落・転落災害

(1) 災害の特徴

建設業における墜落・転落災害は、屋根・屋上等の端・開口部で最も多く発生している。災害の内容を見ると、作業床の端における手すり等の設置や、要求性能墜落制止用器具の着用等、法令で規定された墜落防止措置が講じられていないものが多く認められた。また、近年、はしご・脚立からの墜落・転落災害が増加傾向である。

(2) 関係業界へのヒアリング結果について（まとめ）

屋根・屋上等の端・開口部からの墜落・転落災害の実態を把握するため、平成 30 年 12 月、こうした災害が多い瓦工事、防水工事、板金工事の業界団体等（一般社団法人全日本瓦工事事業連盟、塗膜防水業者、全日本板金工業組合連合会）からヒアリングを行った（事務局において実施）。ヒアリングにおける主な意見は次のとおりであった。

- ・ 新築工事においては、概ね先行足場により屋根の端等からの墜落防止対策は講じられているが、短期間で行うリフォーム・改修工事で、特に小規模のもの、ゼネコン・大手ハウスメーカーが元請となっていないものでは対策が不十分なものが多いのではないか。
- ・ 先行足場がないような短期間・小規模の工事でも支柱・親綱の設置と安全帯の使用など、対策はあるが、作業場支障が生じる、対策を実施するためのノウハウが不十分、経費・工費等の問題により対策が進まないことが多い。
- ・ 災害事例・業界の安全対策について独自にまとめて啓発や教育に活用しているケースもある。
- ・ 一方で、業界内での団体非加入のアウトサイダー対策が必要となっている。また、業界（団体）間での横の連携がない。
- ・ 事業者、発注者・元請に災害を防止することの重要性について理解を促すことが重要ではないか。

(3) 課題

先行足場の設置がない工事や、小規模な工事では、ノウハウ不足、工費の問題などで親綱支柱の設置や墜落制止用器具の使用などの法令上の墜落・転落防止措置が不十分なことがあることから、これら法令上の墜落・転落防止措置を行うに当たっての留意事項を分かりやすくまとめたマニュアルの作成・周知が有効である。また、近年増加傾向のはしご・脚立からの墜落・転落災害対策も盛り込む必要がある。

2 足場の通常作業中の墜落・転落災害

- (1) 災害の特徴（令和元年から令和 3 年の足場からの墜落・転落による死亡災害は別添 2 参照。）

足場での通常作業中の墜落・転落死亡災害については、手すり・中さんが設置されておらず、バランスを崩して作業床から墜落するケース、作業床と手すりの間から転落するケースが多く見られた。

このほか、作業開始前又は組立て等後の点検が行われていないものが散見された。
また、一側足場については、中さんが設置されていないケースが多かった。

(2) 課題

足場での通常作業中の災害では、法令で規定されている足場の点検が行われておらず、手すり・中さんを設置しないまま又は取り外したまま作業を進め死亡災害に至っている状況が認められており、足場の点検を確実に実施するための仕組みが必要である。また、一側足場は、手すり等の設置が困難な面があり法令上手すり等の設置規定がないが、足場からの墜落・転落を防止するためには、法令上手すり等の設置義務がある本足場の使用を原則とすることが有効である。

3 足場の組立・解体中の墜落・転落災害

(1) 災害の特徴（令和元年から令和3年の足場からの墜落・転落による死亡災害は別添2参照。）

手すり等の設置がない中で、固定されていない足場部材等とともに墜落したケース、墜落制止用器具のフックを親綱に掛けておらず転落したケース等が認められた。

(2) 課題

足場の組立時に、床材より先に手すりを組み立てる「手すり先行工法」は、足場の組立・解体中の墜落・転落災害の防止に有効である。年々普及率も上昇しており一層の活用が望まれる。また、足場の組立・解体時には作業の性質上、手すりの設置が困難な場合もあり、手すり等がない場合には、親綱を張り、墜落制止用器具の使用を徹底することが必要である。

第3 講すべき対策

第2に掲げた課題に対応するため、本会合においては、主に「屋根・屋上等の端・開口部からの墜落災害の防止対策について」、「足場の通常作業中の墜落・転落災害の防止対策について」、「足場の組立・解体中の墜落・転落防止対策について」に関し検討を行った。

検討の結果、下記の対策を実施すべきとの結論を得た。

1 屋根・屋上等の端・開口部等からの墜落・転落災害の防止対策について

屋根・屋上等の端・開口部（以下「屋根等」という。）からの墜落・転落災害の防止対策として厚生労働省では、「～足場の設置が困難な屋根上作業～墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」を策定し公表しており、本マニュアルでは屋根上作

業に幅広く適用される基本的な対策を掲げている。しかし、屋根上での作業といっても様々な作業があり、作業内容、作業の進め方等は異なることから、各作業で共通的な対策及び作業に応じた対策を盛り込むことにより分かりやすく使いやすいうように見直し周知する必要がある。また、見直しに当たっては、最新の木造家屋建築工事の墜落・転落防止対策、近年増加傾向にあるはしご・脚立等からの墜落防止対策及びそれに付随した内装工事等での墜落防止対策及び2メートル未満の低所からの墜落防止対策並びにフルハーネス型墜落制止用器具に関する法令改正の内容等も盛り込む必要がある。

併せて、マニュアルに、災害事例に関する記載を充実し、マニュアルの周知を通じた意識啓発を行っていく必要がある。

2 足場の通常作業中の墜落・転落災害の防止対策について

(1) 足場の安全点検について

ア 作業開始前点検（安衛則第 567 条第 1 項等に定める点検）について

「足場からの墜落・転落防止総合対策推進要綱」（平成 27 年 5 月 20 日付け基安発 0520 第 1 号。以下「推進要綱」という。）では点検実施者は事業者が指名するとされている。

足場の点検の抜けや漏れを防ぐようにするためには、点検実施者が自覚と責任を持って点検を実施することが必要であることから、事業者が足場の点検実施者をあらかじめ指名することを法令上明確にすべきである。なお、指名の方法については、書面によるものや、朝礼での口頭のみならず、メール、電話等によるもの、あらかじめ点検者の優先順位を決めておくなど柔軟に対応できるように配慮する必要がある。

作業開始前点検は、手すり等の足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無の確認のみであることから、点検者の能力は推進要綱に示すものを引き続き推奨することが適当である。

イ 組立て等後点検（安衛則第 567 条第 2 項、第 655 条第 1 項に定める点検）について

推進要綱では点検実施者は事業者が指名するとされている。点検実施者が自覚と責任を持って点検を実施するため、作業開始前点検と同様に事業者が足場の点検実施者をあらかじめ指名することを法令上明確にすべきである。指名の方法については、作業開始前点検と同様とし事業者において柔軟に対応できるように配慮する必要がある。

また、組立て等後点検については、安衛則第 567 条第 3 項により点検結果等の記録及び保存が義務づけられており、点検実施者の氏名を当該記録及び保存の対象とすることが適当である。

ウ 組立て等後点検実施者の要件について

組立て等後点検は作業開始前点検に比して行うべき事項が多く、専門的な事項が含まれていること、足場上での通常作業や作業開始前点検を実施する上で基礎となる重要な点検であることから、点検実施者については、足場の構造に関する研修を受講する等一定の能力を有していることが適切であり、一定の能力を有する者として推進要綱では4要件（※）が示されている。

点検実施者の実態を見ると、令和3年度に実施した全国の労働基準監督署による調査（第5回会合参考資料1）では、4要件で示す能力向上教育を受けた足場の組立て等作業主任者等が約55%となっており、その割合は年々増加している。

組立て等後点検を適切に行うためには、推進要綱で示されているとおり足場の構造等に関する研修を受講する等、一定の能力を有する者が行うことが適切であるが、一方で、これまでの調査の結果、現時点では点検実施者の能力と労働災害や法令違反との関係が必ずしも明確ではなく、点検実施者の能力を法令上明確にすると結論には至らなかった。このため、今後3年間程度を目途に、組立て等後点検実施者の能力と労働災害や法令違反との関係について調査を行った上で、改めて組立て等後点検実施者の要件を検討することが適当である。

組立て等後点検は足場上で作業を安全に行う上で極めて重要なものであり、点検実施者は労働安全衛生法令で規定する各種事項を的確に確認することが求められる。上記イに記載する点検実施者の指名に当たっては、足場からの墜落・転落災害の防止に真に資するよう、足場の組立て等作業主任者であって足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者等、研修の受講等により一定の能力を有する者とするのが適切であり、現在の推進要綱に基づく指導を引き続き推進するものとする。

※ 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者、労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者、全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

（2）一側足場の取扱いについて

一側足場における通常作業時において発生した死亡災害の多くが、手すり、中さん等を設置していない足場で発生している。安衛則第563条の足場用墜落防止設備の規定は一側足場には適用しないこととされているが、これは、一側足場は、住宅工事などの足場を設置する場所が狭あいな場所での設置を念頭においた足場であり、その他の足場と同様の足場用墜落防止設備を求めることが困難であるとの前提に基づいたものと考えられる（なお、「足場先行工法に関するガイドライン」（平成18年2月10日改正）においては、「足場は二側足場とすること。ただし、敷地が狭あいな場合には、ブラケ

ット一側足場等とすることができる。」としている（本ガイドラインにおいて、二側足場とは、建地に前踏みと後踏みがある単管足場のうち、住宅等の建築工事に用いる足場と定義している。）。また、一側足場は特に足場の設置場所が狭い住宅工事等での使用に適した形で、進歩してきた面もある。

一側足場は住宅工事などの足場を設置する場所が狭い場所で引き続き活用する必要があるが、一方で手すり等の墜落防止措置が困難な足場であることから、本足場の設置に十分なスペースがある場合においては、本足場を用いることを原則とすべきである。また、本足場が設置できない狭い場所としては、足場を設置するのに有効な幅が1メートル未満の場合とし、この幅が1メートル以上の場合であっても、障害物の存在等、現場の構造上の事情がある場合には、その一部又は全部に一側足場を使用することができるように配慮する必要がある。

3 足場の組立・解体中の墜落・転落災害の防止対策について

足場の組立・解体時における墜落・転落災害の防止のためには、正しい作業手順での組立・解体を実施することが重要であり、作業手順の遵守の徹底を図るべきである。また、足場の組立・解体時における墜落・転落災害の防止のために、手すり先行工法を採用することは有効であり、一層の活用が望まれる。厚生労働省では、「手すり先行工法等に関するガイドライン」を策定してその普及を図っており、手すり先行工法を採用する現場は年々拡大し、5割程度となっている。足場の組立・解体時における墜落・転落災害を防止するためには、同ガイドラインについて、くさび緊結式手すりや、親綱支柱の強度、安全ネットの使用・廃棄基準など、足場部材の最新の安全基準等を反映させるなどの内容の充実を図るとともに、引き続き周知・指導とそのフォローを行っていく必要がある。

4 足場の壁つなぎ間隔について

鋼管足場の壁つなぎの間隔については、安衛則第 570 条第1項第5号に規定されており、単管足場については、垂直方向5メートル以下、水平方向5.5メートル以下とされている。従来の単管足場については階高が約 1.65 メートルであり、規則に基づき、垂直方向の壁つなぎについて3層おきに設置している場合が多く認められていた。しかし、近年、くさび緊結式で階高が1.8～1.9メートルの次世代足場と呼ばれる足場の普及が進んでおり、当該足場は、規則に基づき垂直方向の壁つなぎについて2層おきに設置している状況にある。

また、単管足場の地上第一の布は、安衛則第 571 条第1項第2号により、2メートル以下の位置に設置することが規定されている。上記のような1層の高さが1.9メートルのくさび緊結式足場では、ジャッキベースを含めると2メートルを超えてしまうため、最下層には特殊な部材を設置する必要がある。

こうした中、(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所で行った実証実験の結果、同じ3層3スパンでは、くさび緊結式足場の方が単管足場に比べて強度が高いことが報告された。具体的には、くさび緊結式で垂直方向の壁つなぎ間隔が6.4メートルで地上第一の布の高さが2.5メートルの足場の方が従来の単管式で垂直方向の壁つなぎ間隔が5メートルで地上第一の布の高さが2.0メートルの足場よりも強度があるとの報告があった。今後も、風荷重等、足場に関する新たな科学的知見の更なる収集を図り、データに基づいた対応を検討する必要がある。

第4 将来の課題

1 デジタル技術等新技術の活用

「経済財政運営と改革の基本方針 2022」(令和4年6月7日閣議決定)では、「5G ネットワーク等の整備拡大による超高速・超低遅延・多数同時接続環境をいかし、大学・民間等の技術開発の促進に向けたインフラデータのオープン化・データ連係の推進、中小建設企業への ICT 施工の普及支援等による i-Construction の推進など、インフラ分野の DX を加速し、生産性を高める。」とされているとおり、建設分野の DX (デジタルトランスフォーメーション) が進められている。

足場の安全点検を始め、建設業における墜落・転落災害防止対策においても、こうしたデジタル技術の活用について配慮していく必要がある。

2 高所作業従事者の安全衛生教育の在り方について

建設現場で発生している墜落・転落災害を見ると、作業のマンネリ化や労働者の危険感受性の低下等に起因する認識不足、省略行動等が災害発生原因の一つとなっている場合が多い。高所作業に従事する労働者の不安全行動を防止するとともに、現場関係者が墜落・転落の危険性やその防止措置等について十分な認識を持って工事を行うためには、高所からの墜落・転落防止に重点を置いた教育・訓練や、危険体感訓練等が有効と考えられる。このため、高所からの墜落・転落防止を主眼とした安全教育の対象者の範囲、教育内容、教育主体等について、諸外国の事例等の収集も行いつつ対応していく必要がある。

建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合 開催要綱

1 趣 旨

建設業の墜落・転落災害の防止対策については、労働安全衛生規則の累次の改正により、足場等からの墜落防止措置を漸次強化するとともに（手すり・中さん・幅木等の設置、足場の点検、足場の組立等の作業時における墜落防止措置等）、これら法定事項に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等（手すり先行工法、知識・経験を有する者による点検等）の普及促進を図ってきた。このような取組もあって、墜落・転落による死亡災害は長期的に減少傾向にある。

しかしながら、建設職人基本法に基づく基本計画に記載されているように、建設工事の現場においては、今なお墜落・転落による死亡災害が最も多く、その防止について実効性のある対策を講ずることが急務となっている。

このようなことを踏まえ、厚生労働省においては、専門家や建設現場の安全に精通した者からなる標記実務者会合を開催し、近年における墜落・転落災害の発生状況や足場に係る墜落防止措置に関する実施状況等进行分析・評価した上で、墜落・転落災害の防止対策を一層充実強化していくために、労働安全衛生法令の改正も視野に必要な方策について検討することとする。

2 検討事項

- （１）足場等からの墜落・転落防止対策（「より安全な措置」等を含む）のあり方について
- （２）屋根等の端からの墜落・転落防止対策のあり方について
- （３）その他

3 構 成

- （１）本会合は、厚生労働省労働基準局安全衛生部長が、別紙の者の参集を求めて開催する。
- （２）本会合には座長を置き、座長は本会合の議事を整理する。
- （３）本会合の参集者は、必要に応じ追加することができる。
- （４）本会合は、専門的な検討を行う必要があると認めるときは、別途、有識者から意見聴取を行うことができる。
- （５）本会合は、参集者以外の者に出席を求めることができる。

4 その他

- （１）本会合は、原則として公開する。ただし、個人情報、企業の秘密に係る情報を取り扱う場合などにおいては非公開とすることができる。
- （２）本会合の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室において行う。

(別紙)

建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合
参集者名簿

遠藤 雅一	日建リース工業(株)技術安全本部長
大幢 勝利	(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 研究推進・国際情報センター長
小岸 昭義	(株)OGISHI 代表取締役
蟹澤 宏剛	芝浦工業大学建築学部建築学科教授
鈴木 央	(株)鈴木組代表取締役
(平成 31 年 1 月 31 日まで：岸田 敏弘 (株)岸田組代表取締役)	
込田 幸吉	(株)こみた建築代表取締役社長
杉森 岳夫	全国仮設安全事業協同組合安全監理部長
関根 健太郎	(一社)日本建設躯体工事業団体連合会 関根建設(株)取締役部長
武石 和彦	(一社)仮設工業会技術部長
南雲 隆司	(株)タカミヤ執行役員開発本部本部長
本多 敦郎	(一社)日本建設業連合会安全委員会安全対策部会長 鹿島建設(株)安全環境部長
青木 富三雄	(一社)住宅生産団体連合会環境・安全部長
(平成 31 年 1 月 31 日まで：宗像 祐司 (一社)住宅生産団体連合会安全 委員会副委員長 ミサワホーム(株)設計施工統括部施工技術課参事)	
最川 隆由	(一社)全国建設業協会労働委員会委員 西松建設(株)安全環境品質本部安全部長
西田 和史	建設業労働災害防止協会技術管理部長
(平成 31 年 1 月 31 日まで：本山 謙治)	

(敬称略)

(オブザーバー)

国土交通省大臣官房技術調査課課長補佐
国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課
専門工事業・建設関連業振興室企画専門官

本足場からの墜落・転落事例 33件(令和元年～3年発生分)

組立・解体作業中

	業種	概要	発注者
1	建築設備工事業	ウィンチを使って足場部材を降ろそうと、高さ約40mの個所でワイヤーロープ用シーブを取り付けたブラケットの向きを変えようとした際、ブラケットを取り付けた門型枠の1層下の北側接合部が外れ、被災者が乗った足場が吊り荷(約160kg)側に傾き、当該門型枠に安全帯のフックを取り付けていた被災者が足場とともに地上に墜落したものの。	民間
2	上下水道工事業	枠組足場を解体中、移動式クレーンを用いて単管パイプ(5本)を荷揚げしていたところ、当該単管パイプが荷崩れを起こして落下、その落下した単管パイプが被災者に当たったかは不明であるが、枠組足場上にいた被災者が約20メートル下に墜落したものの。	地方公共団体
3	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	躯体北面に設置されていた枠組足場を解体中、当該足場の10層目で、解体された足場部材を地面に降ろすため、下層にいる作業者に手渡し際に墜落した(約17メートル)もの。フルハーネス型墜落制止用器具を着用していたが、フックを10層目に張られていた親綱にかけていなかった。	民間
4	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	建物の外壁に沿って足場を組み立てていたところ、当該足場3層目床面の妻側より5.8m下方の地上に墜落したものの。組立中の足場は、くさび緊結式の手すり先行足場であり、要求性能墜落制止用器具(2丁掛け)を着用し作業に従事していたが、当該器具のフックを足場に取り付けていなかった。	民間
5	その他の建築工事業	高さが18メートルの足場のステージを組立作業中、ステージ端部で固定されていない足場板の上で天秤状態になり、足場板と一緒に地上へ墜落したものの。被災時、手すりや親綱は設置されておらず、墜落防止措置が行われていなかった。	民間
6	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	工事用エレベーターを設置するため、既設のくさび緊結式足場の一部を解体する作業中、足場と躯体の隙間から地階まで約20メートル墜落したものの。	民間
7	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	くさび緊結式足場(高さ27m、最高部の作業床は15段目)を解体中、12段目の作業床から手すりとともに墜落したものの。被災者は墜落制止用器具を着用していたが親綱に掛けていなかった。	民間
8	その他の建設業	組み立て作業中の足場1層目(高さ195cm)の作業床未設置の開口部(85cm×116cm)から墜落したものの。被災者は作業状況の確認のため足場上を移動中に開口部を見落とした模様。	民間
9	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋工事業	足場解体作業中に高さ約18メートルの足場上から墜落したものの。墜落制止用器具は着用していたが親綱等に掛けていなかった。	民間
10	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋工事業	外部枠組足場の組立作業を2スパン×3層分をブロックとして地上で組立てラフタークレーンで吊上げる大組工法により行っていたときに、ブロックとブロック間の布板だけとなっていた1スパンの布板上で、ブロックに載せて一緒に吊上げた控え単管パイプを取り出そうとしたところ、単管パイプとともに2階型枠スラブ上まで約5.7m墜落したものの。	民間

別添2

本足場からの墜落・転落事例 33件(令和元年～3年発生分)

組立・解体作業中（続き）

	業種	概要	発注者
11	その他の建築工事業	工事で使用したくさび緊結式足場の最上層(3層目)部分の解体作業を行っていたところ、足場の作業床から約7メートル下の地面に墜落したものの。	民間
12	機械器具設置工事業	足場本体から張り出したブラケット部に設置された足場板で、番線固定された足場板を取り外すため番線を切断した後、立ち位置を変えたところ、足を置いた場所は自身が直前に番線を切断した足場板の端であったため、何ら固定されていない足場板は天秤状態となり、9m下まで墜落したものの。	民間

通常作業中に外側から墜落

	業種	概要	発注者
1	機械器具設置工事業	高さ約4メートルの足場上で階上の機器の架台補強工事で使用した養生シートの片づけ作業中、足場から床面へ下りようと移動中に足を滑らせて墜落したものの。	民間
2	木造家屋建築工事業	工事の障害となっている電線の状況を外部足場の単管にまたがって確認していたところ、バランスを崩して4.6m下のコンクリート面に墜落したものの。	民間
3	その他の建設業	休憩を取るため足場を移動中に塗料が入っている一斗缶を持ちながら移動したことによりバランスを崩し、外部側へ墜落したものの。	民間
4	その他の建築工事業	住宅外周に設置したくさび式足場の建地となる支柱をつたって地上へ下りる途中に足を踏み外し、地上高さ3.48mの箇所から墜落したものの	民間
5	その他の建築工事業	足場の手すりに寄りかかって座り込んだところ、手すりとは作業床の隙間から、後ろ向きに墜落したものの。中さん未設置。	民間
6	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	解体工事現場において、足場の最上層(8層目)で解体作業を行っていたところ、当該箇所から14メートル下の地上に墜落したものの。被災者は墜落制止用器具の取付け設備である親綱に墜落制止用器具を取付けていなかった。	地方公共団体
7	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	足場の7層目の作業床で作業をしていたところ、同作業床から地上(高さ約12メートル)に墜落したものの。	民間
8	その他の建築工事業	くさび緊結式本足場において、メッシュシートの取り外し作業中、足場床面と手すり(足場床面から高さ90cm)との間から、3.71m下の地面に墜落したものの。足場の外側に中さんを設けていなかった。	民間
9	その他の建築工事業	樹木を伐倒するため、足場二層目(地面から高さ約2.3m)の作業床上で作業を行っている時、バランスを崩し作業床から約4.5m下の用水路へ墜落したものの。	民間

通常作業中に外側から墜落（続き）

	業種	概要	発注者
10	木造家屋建築工事業	軒天井を改修するために設けられた足場の高さ1.87メートルの作業床上もしくは、足場の昇降設備上から、コンクリート地面に墜落したもの。	民間
11	その他の建築工事業	住宅の屋根及び外壁の塗装工事現場において、被災者は屋根塗装作業中、高さ約3.7メートルの足場外側に墜落したもの。手すりの設置、安全点検の実施ともになし。	民間
12	木造家屋建築工事業	高さ1.9メートルの足場上で、木造平屋建の建物の壁の下地となる間柱を取付ける作業を行っていたところ、土間に墜落したもの。保護帽、安全帯は着用していなかった。	民間

通常作業中に躯体側との間から墜落

	業種	概要	発注者
1	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	住宅改修工事現場において、2階窓の雨戸取り付け作業中、わく組足場の高さ約5.6メートルから墜落したもの。	民間
2	木造家屋建築工事業	屋根瓦のしっくい塗り替え工事作業中、高さ5mの足場から転落したもの。屋根においてあったものを取ろうとして手すりに乗ったところ転落したものと推定される。	民間
3	その他の建築工事業	工場の樋の改修中、鋼管足場の3段目の作業床上（高さ約5m）で作業後、足場と躯体の間を通り、足場の2段目の作業床に移動しようとしている最中に、墜落したもの。	民間
4	木造家屋建築工事業	家屋の新築工事において、足場（地上から高さ4.8mの箇所）にて外装板を取り付け作業中、足場と躯体との間から墜落したもの。手すり及び中さんが設置されておらず、足場の点検は未実施。	民間
5	その他の建設業	足場から屋上に移動しようとしたところ、足場と躯体の間にあった開口部（縦87cm、横56cm）から、約11m下の地面まで墜落したもの。作業開始前の点検が行われていなかった。	民間
6	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	外壁改修作業中、足場から身を乗り出して作業を行っており、足場と躯体間の3.4mの高さから墜落したもの。開口部に墜落防止措置は講じられてなかった。	地方公共団体

通常作業中に作業床が外されている箇所等から墜落

	業種	概要	発注者
1	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	外周足場4層目（地上高さ7.33メートル）において作業中、足場の階段開口部付近から墜落し、階段外側に設置されていた手すりを越えて、地上まで墜落したもの。階段開口部に手すり等はなかった。	民間
2	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	約4mの高さの単管本足場の側面にある昇降用の開口部から墜落したもの。	地方公共団体
3	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	エレベータ昇降路上に設置した足場上で作業中、当該足場が手すりから昇降路内に脱落し、73m下に墜落したもの。組立等後の点検が行われていなかった。	民間 3

一側足場からの墜落・転落事例 8件(令和元年～3年発生分)

通常作業中に躯体側との間から墜落（続き）

	業種	概要	発注者
1	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	一側足場の1層目(高さ2.17m)を移動中、足場板と躯体との隙間(33cm)から墜落したもの。	民間

通常作業中に外側から墜落

	業種	概要	発注者
1	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	外部足場(一側足場)の6層目に立ち、型枠の建込作業を行っていたところ、何らかの拍子に足場外側に張られていたメッシュシートを突き抜けて足場外側の地面まで墜落した。	民間
2	木造家屋建築工事業	個人住宅外壁塗装作業のため設置された丸太足場(抱き足場)上で作業を行っていたところ、足場設置箇所から約1.8メートル下方となる階段下通路に墜落した。なお、被災者が作業していたと思われる箇所の高さは足場設置箇所から2.3メートル。	民間
3	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	足場(幅約11m×最上層高さ約15mの一側足場)を組立て、足場部材の中間受け渡しを中に、高さ約2.8mの1層目単管抱き足場から、高さ約4.8mの2層目単管ブラケット足場によじ登る途中で、バランスを崩して墜落したもの。	民間
4	その他の建築工事業	ブラケット一側足場の3層目から墜落したもの。足場には手すりが設置されていたが中さんはなく、被災者は保護帽及び墜落制止用器具を使用していなかった。足場の点検が行われていなかった。	民間
5	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	一側足場(作業箇所の高さ9m)において、躯体の外壁での作業を行っていたところ、足場下の地面に墜落したもの。足場外部に取り付けられていたシートの5段目部分が破れていたことから、作業床から手すり(高さ90cm)の下方をすり抜け、墜落したと推定される。足場の点検が行われていなかった。	民間
6	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	楔緊結式一側足場から躯体側へ鉄骨の搬入を行っていたところ、高さ3mの足場板の中さんのない手すりの下から墜落したもの。外側に面した部分には手すりはあるが中さんはなく作業開始前点検は未実施、墜落制止用器具、保護帽は未着用だった。	民間

組立・解体作業中に墜落

	業種	概要	発注者
1	その他の建築工事業	一側足場を組み立て終了後、足場の4層目(高さ約8m)で足場周囲のネットを留めていたところ、墜落したもの。	民間